

#### **4. 許可期間更新の手続きのながれ（更新）**

既に、許可を受けている広告物について、許可の更新をする場合の手続きの流れは、下記ようになります。

##### **①【坂祝町】**

既に許可を受けている広告物について、許可有効期間の終了が近づいてきたら、町から更新のお知らせを郵送します。

（※更新のお知らせは、許可期間が終了する1ヶ月程前に発送しています。）



##### **②【申請者】**

更新のお知らせの際に、屋外広告物許可更新申請書の内容について、ご確認ください。内容に、変更・誤記がないようでしたら、申請書の申請者欄に申請者名（捺印）を記載し、町へ返送してください。

申請書の内容に変更・誤記がある場合は、恐れ入りますが町までお問合せいただき、変更許可手続きをしてください。



##### **③【坂祝町】**

申請書の受付け後、「許可手数料納付書」を郵送します。



##### **④【申請者】**

「許可手数料納付書」が、お手元に届いたら、速やかに指定の金融機関で納付してください。



##### **⑤【坂祝町】**

手数料の納付を確認したら、「屋外広告物期間更新許可書」を郵送します。



##### **⑥【申請者】**

お手元に、許可書が届いたら、次回の更新まで、大切に保存してください。